

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 審査担当
内線番号	4791

No.	項目	内容
①	処分名	増掘又は動力の装置の許可に係る処分
②	法令名	温泉法
③	法令番号	昭和23年法律第125号
④	根拠条項	第11条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	(増掘又は動力の装置の許可等) 第11条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	●温泉法第4条 ●温泉法施行規則第1条の2
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	環境審議会温泉部会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から80日以内
	経由期間	
	協議機関	50日
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	薬務課 審査担当(075-414-4791)
⑬	備考	各保健所又は薬務課で受付、処理